

議案第 5 1 号

前橋市宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例の制定について

令和 7 年 3 月 4 日提出

前橋市長 小 川 晶

前橋市宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 3 6 年法律第 1 9 1 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模)

第 3 条 法第 1 8 条第 4 項に規定する条例で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。

- (1) 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが 2 メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- (2) 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが 5 メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- (3) 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが 5 メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前 2 号に該当する盛土又は切土を除く。）
- (4) 第 1 号又は前号に該当しない盛土であって、高さが 5 メートルを超えるもの
- (5) 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が 1, 0 0 0 平方メートルを超えるもの

(定期報告を要する宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の規模)

第 4 条 法第 1 9 条第 2 項に規定する条例で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、前条各号に掲げるものとする。

2 法第 1 9 条第 2 項に規定する条例で定める規模の土石の堆積は、当該土石の堆積をする土地の面積が 1, 0 0 0 平方メートルを超えるものとする。

(許可を要する特定盛土等又は土石の堆積の規模)

第 5 条 法第 3 2 条に規定する条例で定める規模の特定盛土等は、第 3 条各号に掲げ

るものとする。

- 2 法第32条に規定する条例で定める規模の土石の堆積は、前条第2項に掲げるものとする。

(中間検査を要する特定盛土等の規模)

第6条 法第37条第4項に規定する条例で定める規模の特定盛土等は、第3条各号に掲げるものとする。

(定期報告を要する特定盛土等又は土石の堆積の規模)

第7条 法第38条第2項に規定する条例で定める規模の特定盛土等は、第3条各号に掲げるものとする。

- 2 法第38条第2項に規定する条例で定める規模の土石の堆積は、第4条第2項に掲げるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年5月26日から施行する。